

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷一十三第

行發日一月八年五和昭

## 論 叢

段別割論 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

數學的經濟學の論理的構造 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質について . . . . . 文學博士 高田 保馬

## 時 論

米價基準設定に就いて . . . . . 經濟學士 八木芳之助

## 說 苑

國家經費の轉嫁に就いて . . . . . 經濟學士 小山田小七

統計の解説、批判、解拆 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三

經濟表について . . . . . 經濟學士 柴田 敬

## 雜 錄

生産費函數と生産費遞増減の法則 . . . . . 經濟學士 高 森 晋

歐洲諸國の建築工業に於ける失業の季節的變動 . . . . . 經濟學士 益田 熊雄

人口定數觀考 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 法 令

正米市場規則

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

國家經費の轉嫁に就いて(上)

小山田 小七

目次、一、緒論。研究の必要と目的。二、總論。國費轉嫁の意味、術語、國費轉嫁論、一般的性質(轉嫁の物體—努力方向—動機—可能條件—經濟的影響との相違—分配との關係)、型態、要約。(以上本號掲載)三、各論。本論の爲めの經費の分類、行政給付費の轉嫁(人件費—物件費)、貨幣給付費の轉嫁(考察の限定—扶助補助金及獎勵補助金の性質—扶助補助金の轉嫁—獎勵補助金の轉嫁)、要約。四、結論。要約、餘論(政策論との關係)。

一

租税の轉嫁は、租税負擔を免れんとする争の經濟交通に於ける現れであることは周知知られて居る。處が他方、國費に就ても亦、夫れを中心とする争があり、且其争は租税に於けると同様に、立法、行政、經濟の三面に現れて居る。然るに此等の經費を中心とする争に就ては、從來、理論的究明乃至體系が租税闘争に於ける程注目されて居なかつたやうに思ふ。之は第一に、財政學全體の構造上の一缺點であるし、又第二に、右二の闘争に加ふるに官業、公債を中心とする争を以てした財政を中心とする争、即ち財政闘争に關する理論の完成上からも遺憾なことである。從て經費闘争に關する理論研究の要がある。而て茲では、其研究の範圍を轉嫁問題に限つたのである

が、之は、轉嫁理法が明かとなれば、延いて自然、經費政策論に新しい根據を示すでもあらうし、又租稅轉嫁の理法と比較、關連せしめて見ることも出來、學問的興味が多いと思ふからである。之即ち本研究の特殊理由である。尙加之、立法的及行政的争には、政治的、行政的及其他の要因及活動を多分に含んで居るから、經濟的争即轉嫁と分離して見る方が便宜である。之即ち本研究の便宜的理由である。從て本研究は上述の様な必要乃至理由から生れたものであるが、其目的は、經費轉嫁に關する概論的理論の體系を編まんとするにある。詳細な點に至つては後日に期する。

三

國家經費の轉嫁とは、國家が支出した經費の貨幣利益が經濟交通を通じて、結局誰人かに歸著するに至る經過又は其結果の謂である。例ば國家が農業救濟の目的を以て肥料を安價ならしめんが爲め、肥料生産者に補助金を交附したとする。若し所期の通りに實現されるれば、補助額だけ肥料の總價格は下落し、其利益は、此場合の利益指定者たる農家に歸する。然るに右の外尙、被補助生産者が其補助金利益の全部又は一部を抑留して、遂に利益者となるがため、又更に生産者は肥料價格を引下げても、中間商人が其利益を抑留して貨幣利益を占むるがため、農家に達せぬことも考へ得る。而て實際上、何れの方角を辿つて補助金が誰人の利益に歸著するかは、肥料生産者、中間商人、農家の經濟的地位、就中需給關係に依つて定まる。此一例に依つても知らるゝが如く、國費は決して國家の所期する様に個人に歸著するものでなく、經濟交通の狀勢に依りて、前人、即ち生産者、販賣者から、後人、即ち消費者、購買者に或は逆に後人から前人に轉輾し、

歸著する。其經過又は結果を總括して經費の轉嫁と云ひ、之に關する理法を研究する理論を經費轉嫁論と云ふことは、全く租稅の場合と同一である。

研究の便宜上先以て定めて置き度いことは、術語、例へば前人、後人、前轉、後轉、更轉（進轉）、直接歸著等は、租稅轉嫁論の用語を同一意味で用ゆることである。蓋し、轉嫁せらるゝ物體は異つて居るけれども、轉嫁としては同一現象であるから、同じ術語、同じ概念で説明し得るのみでなく、却つてそれを便宜とするからである。たゞ後述の様に二三新術語を必要とするが、其場合には豫め規定する。

元來、租稅轉嫁に就ては論史が成立する程であり、從て研究者は先づ一應學說史を見る必要がある。然し國費の轉嫁に關しては未だ寡聞にして、體系あり且纏つた學說を見ない。只部分的に散見するに過ぎない<sup>1)</sup>。其原因は相對的に、經費論の研究が等閑に附せられて居たからと考へられる。從て租稅轉嫁論と異り、經費轉嫁論に就いては、新しく論史を編むの必要があるが、夫れは後日に待つこととして茲には省略する。而て租稅轉嫁論には絶對論と相對論とがあり、今日では後者が大體是認されて居る。私も亦、理由を擧ぐるまでもなく後者が理論上正當と信ずる。此事は經費轉嫁論にも亦、同一の理由で適用される。故に以下の研究も、大體の理論上の傾向を示すに止まる。特に統計的、歸納的研究を缺ぐ本研究では尙更である。

扱て、經費轉嫁の一般的性質を考へて見る。(イ) 經費轉嫁の物體は、國費の支出によりて受け取れた貨幣利益である。之は租稅轉嫁の物體が、課稅による貨幣負擔たるに正反對である。但し租稅

1) 例ば、古くは Ricardo; Principles of Political Economy and Taxation. Chap. XXII and XXIII.—Gonner's ed. pp. 285. 近くは Dalton; Public Finance, 4. ed. London 1927. Chap. XVII and XIX. pp. 148 and pp. 168.

は負擔として一應必ず常に現れるけれども、經費は然らぬ。例ば官吏の俸給の如く、市場價格なきものでは、果して貨幣利益なりや否やを定め難く、又國家が財を市場價格で購入した場合、販賣者は若干の利益を收めたりとしても、それは國費で支拂れたが爲めではなくして、當時の市場價格が利益ある或點に定つたが爲めである。即ち此場合は購買者が國家たると私人たるとに關係のないことであるから、國家の支拂は特に貨幣利益を與へたと云ひ得ない。從て轉嫁の物體とならぬ。少くとも轉嫁論の對象とならぬ。反之、國家が財を市場價格より高價に購入した場合、補助金を交附した場合は、明らかに國費に依つて貨幣利益を、販賣者、被補助者に與へたこと、なる。從て茲に轉嫁問題が生れる。故に、租税とは異り、經費では轉嫁物體不出現の故に、轉嫁問題が起らぬ事がある。(ロ)、經費轉嫁に於いて各人の努力する所は、貨幣利益の抑留又は奪取である。之又、租税轉嫁の努力方向たる負擔の回避、即ち他人への自己負擔の排除又は押附と、正反對である。斯の如き經費轉嫁の努力方向は、轉嫁物體が利益たること、轉嫁の動機が利己心にあること、から容易に説明がつく。詳言すれば、各人は經濟社會では利己的に動くものと假定する。されば、各人は一方租税では自己の負擔を出来るだけ回避し、他人の負擔に轉じ、他方經費では其利益をば出来るだけ自己のものとなさんが爲めに抑留せんと努むるのは、一の利己心の二面への現れで、寧ろ當然である。實はかく二面へ現れて始めて、經濟的利己心が全き態を現して居るとも云へる。(ハ)、從て又、經費轉嫁の個人的動機は利己心と云ひ得る。此點は租税に於けると同一である。(ニ)、而て經費による利益にも轉嫁が行れ得る國民經濟的條件は、租税轉嫁の場合と複た同じである。即ち、現在の經濟組織の下では、各人は一般に市場の需給關係、從て價格

を利用して、各々或は利益を得或は損失を蒙り、又或は他人の利益を自己に移し、或は自己の損失を他人に移して以て、自己の利益を擁護し、所謂収益、所得をあぐる。如此、價格中心の經濟であり、それを利用してすることによつて貨幣利益を上げ得る所に、利己心活動の餘地が存する。而して利己心の活動が原則として認容されて居るのであるから、租稅負擔の回避にも、經費による利益擁護にも現れる。従て、經費による利益にも轉嫁があり得る條件が此所に具はる。以上の如く轉嫁せらるべき物體があり、個人的動機があり、而も一般的可能條件具るありて、事實上轉嫁が行れる。(ホ)、尙國費の轉嫁は國費の經濟的影響乃至效果とは異なる。一般に國費の影響乃至效果と云へば、經濟、政治、文化、社會及其他の殆んど凡ての方面に現れるので、轉嫁が之と異なるは明らかである。其中轉嫁と最も接近して居る經濟的影響乃至效果とも異なる。蓋し轉嫁は上述の様に、國家が支出した經費の貨幣利益自體が、價格を仲介として各人間を轉輾し歸著するに至る經過又は其結果の謂で、問題は經濟交通内に於ける各人間に限られて居る。然るに經濟的影響乃至效果は、國費の爲めに惹起さる、價格變動、生産消費に及す影響から、生産條件の改善、富の分配に及す影響等までを含み、問題は廣汎で且一般的である。従て轉嫁なき場合にも影響乃至效果はあり得るからである。或は轉嫁も亦經濟的影響に數へ得るとしても尙、前者は後者の一部であるから、對立的ではなくとも、包攝的關係に於て二者は異なる。此點も亦、租稅の轉嫁が租稅の經濟的影響乃至效果と異ると同斷である。(ヘ)、而して上述の如く、國費轉嫁は經濟交通に於ける利己心の發露及其實現への努力であるから、換言すれば、經濟利益、就中貨幣利益を中心とする各人間の分配争である。而も他の立法的、行政的争と共に現經濟組織上避け難い分配闘争の一部分であ

る。而て此等三者は合して經費鬭争をなし、更に租税及其他官業、公債等の鬭争と共に財政鬭争を形成する。從て、分配鬭争上に於ける國費轉嫁の位置は、租税轉嫁の位置と同様の位置にある。故に此意味で分配問題と密接な關係を持つて居る。因みに、此種の鬭争は概して平和の間に、且又現制度の認むる正當、適法の方法に依て行はる、けれ共、極端に至れば搔擾を起し、又不當、違法の方法を以ても行はれる。此點も亦租税に於けると其趣を同じくして居る。

次に國費轉嫁の基本的型態は、後述の如く租税轉嫁に於けると同様、前轉、後轉、物上歸著である。直接歸著があるのは勿論であるが、之は轉嫁の型態に數へ得ないと思ふ。而て此等を基として更轉があるし、全部轉嫁、一部轉嫁がある。又更轉の途中で分裂して各部分が異なる基本型の轉嫁をなすこともある。故に事實上の現象は極めて錯雜したものと考へられる。此點でも租税の場合と略々同様である。然し租税轉嫁と相違して居るのは消轉のない事及物上歸著の意味が異なることである。消轉に就ては類似のものはあるが正確な意味のものはない様に思はれる。次に物上歸著は租税の場合では、一名資本還元銷却又は租税の銷却と云はれて居る様に、租税負擔が歸著した土地其他の財の資本價格引下げにより、或税設定當時の所有者たる前人と取引したる後人及其後の取引者には、負擔が及ぶことなきに至るを云ふ。然るに國費轉嫁に於ける物上歸著は、反對に、資本還元増加とも稱せらるべきものであつて、國費による貨幣利益が歸著した財及企業等の資本價格引上げとなり、其爲め、其所有者たる前人と取引せる後人及以後の取引者は何等利益を受けざるに至るのである。此相違は、轉嫁物件が一は貨幣負擔、他は貨幣利益であると云ふことに基く。今例を設けて國費の物上歸著を説明すれば略々次の様である。資本金百萬圓のA企業

は普通一般の利潤率に相當する利潤を得て居るとし、尙其時の一般的利潤を<sup>4%</sup>であると假定する。處が何等から事由から國家は、此企業の生産品又は勞務を特に市場價格から高く購入するか、又は特に獎勵補助金を交附したとし、其結果、此企業の利益は<sup>5%</sup>の利潤率となつたとする。然らば此企業は、百萬圓に代ふるに百二十五萬圓の資本金を以つて一般的利潤率に相當する利益を收めて居る他の企業と、同一の利益を得て居ることゝなる。若し右の如き買上げ又は補助が、相當永續性を持つ場合にはA企業の取引上の評價は、<sup>5%</sup>の利潤あるの故に、即ち國費による貨幣利益あるの故に、百二十五萬圓とならねばならぬ。買手は此額で買ひ取つても尙、普通一般の利潤は得るのである。然しも早、國費による利益は受けぬと同様の結果となる。それ以後の取引も同額で正確には斯の如き買上げ又は補助が止めらるゝまでは、同額で賣買され、賣手も買手も國費による利益は結局受けぬことゝなる。國費による利益の物上歸著は此例の様なもので、資本還元増加と假稱され得べきものである。尙、右例と反對に、國家が何等かの事情上、安値で購入することがあるが、此れが續くに於ては資本還元銷却類の現象が、終局に於て現れる。然し此場合には、國費による利益が、物上に歸著したと見るべきでなく、市價にて販賣すれば得らるべかりし利益の喪失が、歸著したのである。(後出註二参照)

以上要するに、國費轉嫁の一般的性質として、特に注意すべきことは、轉嫁物體と努力方向とが租稅轉嫁の場合と正反對なこと、轉嫁型態で消轉を缺ぎ、物上歸著の意味を異にすることである。其他の點は大體租稅轉嫁の場合と同一である。此相違點が結局、各種經費の轉嫁傾向及其型態を定むることゝなる。